

平成24年9月3日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 会社支給の昼食と所得税

福利厚生の一環で、会社が従業員に対して昼食を無償で支給するケース

- 所得税法上、従業員が会社から支払を受ける給与や賞与だけでなく、金銭以外の経済的利益、いわゆる現物給与も給与所得の収入金額として課税されることになっています。

会社支給の食事は現物給与の代表格で、原則、その食事の調理や購入にかかった金額分、従業員の給与から源泉徴収しなければなりません。

- しかし、会社から従業員にたいして支給される食事は、福利厚生としての性格であることから、①従業員らが支給される食事の価額の50%以上を負担していること、②食事の価額から従業員らが負担している金額を控除した金額が1か月あたり3,500円以下であること、の2つの要件を満たせば、給与として課税されないという例外も認められています。

例えば、支給する1か月あたりの食事の価額が10,000円、従業員の負担額が1か月7,000円（1日あたり350円）であれば、2つの要件を満たすため、会社は、福利厚生費として処理し、従業員らの給与からは源泉徴収しなくてよいです。

会社は昼食を無償で支給するケースでは、福利厚生の一環とはいえ、そもそも従業員らが食事の価額を負担していないため、その食事の調理や購入にかかった金額分を、給与から源泉徴収することになります。

- なお、残業や宿日直した従業員に食事を無償で支給した場合は（通常の勤務時間外に勤務を行った従業員に限る）、その勤務に伴う実費弁償的なものであるため、給与として課税されないことになっています。